

監査等を効率的かつ効果的に実施するため、菊陽町監査基準（令和2年4月1日施行）第7条第1項に規定する令和7年度（2025年度）監査計画を次のとおり定める。

第1 監査等の種類

1 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

2 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

3 財政援助団体等監査

補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

4 決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

5 例月出納検査

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

6 基金運用審査

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

7 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

第2 監査等の対象機関及び実施時期等

別表のとおりとする。

第3 実施体制等

監査等の実施体制及び その他必要な事項 については、代表監査委員が別に定める。

別表（第2関係）

監査計画 別表			
監査の種類	実施時期（予定）	監査の対象	監査の範囲
例月出納検査	毎月15日から25日までの原則として2日間	一般会計 土地取得特別会計 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計	令和7年度各月の現金の出納
決算審査 ※基金運用審査及び健全化判断比率等審査を併せて実施	7月、8月のうち15日程度	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計	令和6年度決算
定期監査	原則として11月から2月までのうち15日程度		原則として令和6年度とするが、必要に応じて他の年度も対象とする。
財政援助団体、出資団体、公の施設の指定管理者の監査	必要と認められるとき	財政的援助、出資、指定管理委託に係るもの	出納その他の事務の執行